

**adpack®****JIS/HCS/GHS 版**

整理番号 : AC-J-5113

作成日 : 2011 年 09 月 06 日

改訂日 : 2015 年 03 月 06 日

## 安全データシート (SDS)

気化性防錆紙 アドパックは「成形品」である。成形品は、「SDS の発行」および「ラベル表示」の義務はないが、アドパックの SDS の提出を求められることが多いことから作成している。

GHS、JIS、HCS および CLP は、各規則の細部に違いがあるため、SDS の危険有害性情報などに違いが生じることがある。

---

### 1. 化学物質等及び会社情報

#### 1.1. 化学物質等の名称

製品名 :	アドパック 防錆紙（銅・銅合金用）CK-6M		
品番 :	AWCK6M09030	AAACK6M1000100	AWCK6M609010
一般名 :	防錆紙		

#### 1.2. 会社情報

会社名 :	アドコート株式会社		
住所 :	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台一丁目 2 番地 20		
電話番号 :	0774-66-1911		
Fax 番号 :	0774-94-9027		
緊急時の連絡先 :	0774-66-1911		

#### 1.3. 推奨用途

銅系金属の防錆包装

---

### 2. 危険有害性の要約

#### 2.1. GHS 分類結果

物理化学的危険性 : 成形品のため「分類対象外」

健康に対する有害性 : 成形品のため「分類対象外」

環境に対する有害性 : 成形品のため「分類対象外」

#### 2.2. GHS ラベル要素

絵表示 : なし

注意喚起語 : なし

危険有害性情報 : なし

注意書き : なし

### 2.3. 重要危険有害性

なし

### 2.4. その他の情報

気化性防錆紙（成形品）を「混合物」とした場合の危険有害性を下記に示す。

#### 物理化学的危険性（JIS/HCS/GHS）：

「分類対象外」「区分外」「分類できない」のいずれか

#### 健康に対する有害性（JIS/HCS/GHS）：

「分類対象外」「区分外」「分類できない」のいずれか

#### 環境に対する有害性（JIS/GHS）：

「分類対象外」「区分外」「分類できない」のいずれか

絵表示： なし

注意喚起語： なし

危険有害性情報： なし

注意書き： なし

#### 注記：

HCS では、「危険有害性情報」と「注意書き」は文章のみであり、「H コード」および「P コード」は使用されていない。しかし、GHS などの各コードの文章と HCS の文章は同じである。必要なら、それぞれのコードを参照すること。

（GHS）：GHS のみに該当

（JIS/GHS）：JIS と GHS に該当

「指定なし」：JIS、HCS と GHS に該当

---

## 3. 組成及び成分情報

### 3.1. 単一物質・混合物の区別

該当しない（成形品）

### 3.2. 一般名または化学名

防錆紙

### 3.3. 成分情報

化学名または一般名	CAS 番号	官報公示整理番号	濃度 (%)
セルロース	9004-34-6	—	80 ~ 95
水	7732-18-5	—	1 ~ 10
気化性防錆剤	—	—	1 ~ 5
印刷インク	—	—	< 0.1

### 3.4. GHS 分類に寄与する危険有害成分

なし

### 3.5. 製品の危険有害性に寄与しない成分

セルロース、水、気化性防錆剤、印刷インク

## 4. 応急措置

### 4.1. 暴露経路による応急措置

吸入した場合 :	うがいをすること。空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けすこと。
皮膚に付着した場合 :	水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断、手当を受けすこと。
目に入った場合 :	水で 15-20 分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けすこと。
飲み込んだ場合 :	口を水ですすぐこと。飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

### 4.2. 予想される急性症状及び遅発性症状

情報なし

### 4.3. 応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

### 5.1. 消火剤

水、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂を使用する。

### 5.2. 使ってはならない消火剤

紙状の物質には二酸化炭素消火剤は適さない。

### 5.3. 特有の危険有害性

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

### 5.4. 特有の消防方法

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

### 5.5. 消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な保護具や耐火服を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 6.1. 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

### 6.2. 環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

### 6.3. 回収、中和、封じ込め、および浄化の方法

掃除用具等で掃き集め、ポリ袋等に回収する。

### 6.4. 二次災害の防止策

紙片を踏むとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

取扱いや保管場所の近傍での飲食、喫煙の禁止。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 7.1. 取扱い

- 技術的対策 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 気化性防錆剤の気化が促進されるので、高温の環境を避ける。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

### 7.2. 保管

- 技術的対策 : 保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。  
雨、水濡れの恐れのない場所に保管し、重量によっては転倒、落下を防止する。
- 混触禁止物質 : 酸化剤
- 保管条件 : 火気、酸化剤から離して保管する。  
高温、直射日光を避けて保管する。
- 容器包装材料 : 雨、水濡れを防止できる材料で包装する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 8.1. 管理濃度・作業環境評価基準

設定されていない

### 8.2. 許容濃度（暴露限界値、生物学的暴露指標）

ACGIH TLV-TWA (2009)	10 mg/m <sup>3</sup> (セルロース)
日本産業衛生学会 (2009)	2 mg/m <sup>3</sup> (第3種粉塵；吸入性粉塵)
	8 mg/m <sup>3</sup> (第3種粉塵；総粉塵)

### 8.3. 保護具

- 呼吸器の保護具 : 粉塵が発生する場合、必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。
- 手の保護具 : 手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。
- 眼の保護具 : 眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。

### 8.4. 設備対策

粉塵が発生する場合は、換気装置を使用する。

### 8.5. 衛生対策

- 取扱い後はよく手を洗うこと。  
取扱い場所の近傍では飲食、喫煙の禁止。  
汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 9.1. 物理的及び化学的性質の基本情報

- 外観 : ロールもしくは平判  
色合い : 薄茶色

におい :	わずかにアミン臭
臭気限界 :	情報なし
pH :	情報なし
融点/凝固点 :	情報なし
沸点/初留点/沸点範囲 :	情報なし
引火点 :	情報なし
蒸発速度 :	情報なし
可燃性 (固体、気体) :	情報なし
爆発限界 :	情報なし
蒸気圧 :	情報なし
蒸気密度 :	情報なし
比重 :	情報なし
溶解性 :	情報なし
n-オクタノール/水 分配係数 :	情報なし
発火点 :	情報なし
分解温度 :	情報なし
粘度 :	情報なし

---

## 10. 安定性及び反応性

---

### 10.1. 安定性

通常の取扱い条件下では安定である。

### 10.2. 危険有害反応可能性

通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。

### 10.3. 避けるべき条件

粉塵が発生する場合、換気装置を使用する。

直射日光を避け、冷暗所に保管する。

### 10.4. 混触危険物質

酸化剤との接触を避けること。

### 10.5. 危険有害な分解生成物

燃焼した時、有害ガス（一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物）を発生する。

---

## 11. 有害性情報

---

情報なし

---

## 12. 環境影響情報

---

情報なし

---

## 13. 廃棄上の注意

---

### 13.1. 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

### 13.2. 汚染容器および包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行

う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

### 14.1. 國際規制

国連番号 : 該当しない

海洋汚染物質 : 該当しない

### 14.2. 国内規制

該当しない

### 14.3. 特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

## 15. 適用法令

消防法 : 指定可燃物 「品名：ぼろ及び紙くず」 に該当

## 16. その他の情報

参考文献 : 日本産業衛生学会 (2009) 許容濃度等の勧告  
ACGIH (2009) TLVs and BEIs  
公的機関などの危険有害性情報  
JIS Z 0303 : 2009  
JIS Z 7252 : 2009  
JIS Z 7253 : 2012  
GHS (Rev.5)  
OSHA HCS 2012  
(EC) No 1272/2008

【注意】本 SDS は、JIS Z 7252 : 2009、JIS Z 7253 : 2012、GHS (Rev.5)、OSHA HCS 2012 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意下さい。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。